

置き薬医薬品販売士講習の集合教育始まる

発行：日本置き薬協会 事務局

日本置き薬協会の今回で三回目となる置き薬医薬品販売士講習の集合教育が、1月16、17日の群馬県高崎会場を皮切りに始まった。

この講習は既存配置販売業継続のための必須条件「一定水準30時間以上研修」を満足するものであり、日本薬業研修センターとの共催で実施されてきた。2月6、7日は大阪会場で実施され、同13、14日は新潟県南魚沼会場、27、28日は東京都葛西会場で実施予定である。

講師は日本薬業研修センターから川島光太郎センター長を迎える他、特定商取引法は西村総合法律事務所の西村所長が担当し、薬害被害講習は、森戸克則氏（高崎会場、大阪HIV薬害訴訟原告団理事・血友病患者会会長）、増山ゆかり氏（大阪会場・東京会場、いしずえ常務理事）、勝村久氏（南魚沼会場）をお願いしている。

今回の集合教育は、厚生労働省医薬食品局総務課長通知で求められた、いわゆる新人配置員研修に対応した1級認定教育に関しては、昨年8月から11月までの四カ月間の通信教育で、テキスト3冊での添削問題回答3回と採点のあと、また平成19年度、20年度に受講した置きくすり医薬品販売士1級認定者の年次教育（毎年継続の講習）に関しては、通信教育で昨年11月にテキスト1冊、添削問題回答1回と採点を行なったあとに行なわれている。

講師は完全に配置販売業以外の関係者が務め、消費者参画では薬害被害者団体から講師としての参加がある。また講習進行などでも一切、置き薬協会の会員は関わらず、講習の客観性を担保すると同時に、講習、研修等の実施方法及び実績等の情報を原則すべて公表し透明性を確保している。

集合教育一日目は、①講義「特定商取引法」、②講義「薬害被害の実情及び医薬品副作用被害救済制度」、③講義「新型インフルエンザ」、④講義「介護関係知識と医薬品の成分及び使い方」、⑤講義「生活習慣病」、⑥講義「医療用医薬品」、⑦講義「食品などサプリメント」、⑧講義「医薬品に共通する特性と基本的な知識」、⑨講義「体の構造と機能」、⑩講義「医薬品販売時の注意事項」と多岐にわたる実践的な講習、研修内容で行なわれる。なお二日目最後には受講の成果を確認する試験を実施している。

本講習は、又市征治参議院議員の質問に答えた鳩山由紀夫総理大臣名の政府答弁書で示された、実施者や講師などに関する規定見解にも十分に対応したものであり、都道府県各協会、協議会主催の講習とは一線を画すものである。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-7ヒルクレスト平河町507
TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224